

所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの

(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの

(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

(ロ) 設備工事に係るもの

a 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの

b 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

(a) 営繕に係る本庁舎等の工事に係るもの

(b) 以外のもの

東部総合事務所及び八頭総合事務所

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

<p>の所管区域に係るもの 中部総合事務所の所管区域に係るもの 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請負代金の変更</p>						<p>中部総合事務所 所長</p>											
<p>12 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項（同規則第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>西部総合事務所 所長</p>											

13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの
イ 建設工事に係るもの
(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
(ロ) (イ)以外のもの
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
ロ 設備工事に係るもの
(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの
(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

	<p>の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所 及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの</p>				<p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	
14	<p>同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設け工事に係るもの</p>				<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	

	<p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
<p>15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等</p>						<p>中部総合事務所長</p>										
						<p>西部総合事務所長</p>										

の工事に
係るもの
(ロ) (イ)
以外のもの
の
a 東部
総合事務
所及び八頭
総合事務
所の所管区
域に係るもの
b 中部
総合事務
所の所管区
域に係るもの
c 西部
総合事務
所及び日野
総合事務
所の所管区
域に係るもの
□ 設備工事に
係るもの
(イ) 工
費が6,000
万円以上の
工事に
係るもの
(ロ) 工
費が6,000
万円未満
の工事に
係るもの
a 営繕
費に係
る本庁
舎等の
工事に
係るもの
の
b a以
外のもの
の
(a)
東部
総合事
務所及
び八頭
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの
(b)
中部
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの
(c)
西部
総合事
務所及
び日野
総合事
務所の

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

		<p>管区域に係るもの</p> <p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所 及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの					中部総合事務所 所長										
17 同規則第42条第1項の規定による 工期の確保の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 の所管区域に係るもの c 西部総合事務所 及び日野総合事務所 の所管区					東部総合事務所 所長										
					中部総合事務所 所長										
					西部総合事務所 所長										

<p>域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所 所長</p>									
<p>18 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事</p>				<p>中部総合事務所 所長</p>									
				<p>西部総合事務所 所長</p>									

に係るもの
(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
(ロ) (イ)以外のもの
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部総合事務所の所管区域に係るもの
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
□ 設備工事に係るもの
(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの
(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
(b) 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

東部総合事務所長

中部総合事務所長

西部総合事務所長

東部総合事務所長

中部総合事務所長

西部総合事務所長

<p>の (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p>													
<p>20 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中部総合事務所長</p>													
<p>21 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及</p>						<p>西部総合事務所長</p>													<p>東部総合事務所長</p>

<p>び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>□ 設備工事 に係るもの</p> <p>(イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの</p> <p>a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るもの</p> <p>b a以 外のもの</p> <p>(a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの</p> <p>(b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの</p>		<p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>									
<p>22 同規則第48条第 2項の規定による 天災その他の不可</p>											

<p>抗力による損害の状況の調査及び確認</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>							<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	
<p>23 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に</p>							<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	

	<p>係るもの</p> <p>a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>			<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>					
24	<p>同規則第2条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所長</p>			<p>東部総合事務所長</p>					

	管区域に係るもの (b) 中部総合事務所所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの			中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長									
26	同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの b 中部総合事務所所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの			東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長									

<p>(イ) 工 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) 工 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの</p> <p>a 普 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>						<p>東部総合事務 所長</p>											
<p>27 同規則第58条第 1項の規定による かしの修補及び漏 害の修繕の請求</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>																	
<p>28 同規則第59条第 2項(同規則第56 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係</p>																	

		<p>るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																													
29	同規則第30条第2項の規定による前金払に係る認定	<p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に</p>																													

<p>総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>所長</p>																	
<p>31 同規則第66条第1項の規定による工事の出来栄部分等の確認 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長</p>																	
<p>32 同規則第66条第4項の規定による請負代金の引当 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る</p>						<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長</p>																	

<p>6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																				
<p>36 同規則第72条第7項の規定による当施設物件の処分等の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																				
<p>東部総合事務所長</p>	<p>中部総合事務所長</p>	<p>西部総合事務所長</p>	<p>東部総合事務所長</p>	<p>中部総合事務所長</p>	<p>西部総合事務所長</p>															

		<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
37	同規則第72条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										

<p>に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																									
<p>38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体相に係る実態調査の実施</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事</p>																									

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

		もの (1) 鳥取市に 所在する宿舎 に係るもの (2) 東京都に 所在する宿舎 に係るもの (3) 大阪府に 所在する宿舎 に係るもの (4) 日野町に 所在する宿舎 に係るもの (5) 倉吉市に 所在する宿舎 に係るもの (6) 米子市に 所在する宿舎 に係るもの (7) 畜産試験 場の宿舎に係 るもの								東京事務所長 大阪事務所長 日野総合事務 所長 中宿総合事務 所長 西宿総合事務 所長 畜産場副所長
五	電気事業 法(昭和29 年法律第 170号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第42条第1 項又は第21項の規 定による保安規程 の制定又は変更 に係る経済産業大臣 への届出 2 同法第48条第1 項の規定による事 業用電気工作物の 設置若しくは変更 に係る工事計画又 は当該工事計画の 変更についての経 済産業大臣への届 出								
六	管轄工事 に係る知事 の権限に属 する事務	1 管轄工事に係る 起工の決定 (一) 請負対象設 計金額(請負契 約の対象となる 部分の設計金額 をいう。管轄課 の原の六から八 までにおいて同 じ。)が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 管轄 費に係る 本庁舎等 (本庁 舎、第二 庁舎、議 会棟、知 事公舎、 県外施設 及び本庁 発注工事 に密接な 関係があ り、工事 の性質上 地方機関 で発注す ることが 適当でな								

